

横浜市「ふるさと納税」返礼品取扱事業者募集 よくある質問

応募にあたり、多くの皆様からご質問をいただく内容について掲載します。応募の際のご参考にしてください。

そのうえでご不明な点がある場合は、質問受付期間内に質問書を提出してください。

No.	項目	質問	回答
1	地場産品基準	応募しようとしている品が、地場産品基準に適合するか分からない。	総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」をご確認下さい。
2	地場産品基準	提案商品には横浜市内産の材料を使っているが、近隣の工場に材料を送り製造する場合は、地場産品基準に適合するか。	商品の重量や付加価値のうち半分を一定程度上回る割合で横浜市内で生産された原材料が使用されている場合、条件に合致すると考えます。総務省の「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」をご参照ください。
3	地場産品基準	本社は市内にあり、製造は市外で行っているが、地場産品基準に適合するか。	市外で製造している場合は、原材料の主要な部分が市内産でなければなりません。
4	地場産品基準	主要な部分の製造、加工とはどういう意味か。	実質的な変更を加える加工又は製造に該当することが必要です。また、主要な部分といえるかどうかは、重量や付加価値で半分を一定程度以上上回る割合が当該製造、加工において生じているかで判断してください。 (総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」問14参照。)
5	地場産品基準	付加価値とは値段のことか。	実質的な加工等に伴い増える価値のことです。実質的な加工を伴わない場合(袋詰めやタグの貼り付けなど)の価格上の差額は、製造、加工等により相応の付加価値が生じているとは言えません。 (総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」問14参照。)
6	返礼品の価格	返礼品の価格は、カタログなどに載せている価格と同じでなければならないか。業者間の取引価格でもよいか。 例えば、30,000円と表示している製品を業者間では3割引きの21,000円で販売しているので、21,000円としてもよいか。	通常販売している定価より安く提案できる場合は、その額をご記入ください。
7	返礼品の価格	寄附金額とは、例えば30,000円の返礼品金額に対して3分の10ということ は、 $30,000円 \div 3 \times 10 = 100,000円$ ということでしょうか。その金額を横浜市に支払った寄附者に対して、30,000円の返礼品が届くということか。	そのとおりです。
8	返礼品の価格	「送料・梱包費用」について、地域によって送料が異なるが、送料の設定方法はどのようにしたらよいか。	返礼品として採用された場合、提供にあたっては本市と単価契約を締結しますので、送料・梱包費用は地域にかかわらず一律の価格で設定をお願いしています。設定にあたっては、全国平均の価格や、地域によっては発送対象外とする(都道府県単位で発送対象外地域を設定できます)等の対応をご検討いただき、提案書を作成してください。
9	提案書	法人の代表者以外の名義で提案書を提出したいが可能か。	可能ですが、契約は法人の代表者(又は代表者から委任を受けた者)と締結します。
10	提案書	支店ごとに提案書を提出することは可能か。	法人(個人事業主)単位での応募になります。 支店単位での応募はできません。
11	提案書	「事業を行う上で許認可等が必要な場合には、当該許認可に係る許可証等の写し」の提出が求められていますが、具体的にはどのようなものでしょうか。	例えば、菓子製造業における食品衛生法上の営業許可書等が該当します。
12	提案書	衣料(例:パーカー)と雑貨(例:水筒)など、種類の異なるものを詰合せやセット商品とし、一つの返礼品として提案することは可能か。	地場産品基準に適合すれば可能です。 (総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」問14参照。)
13	提案書	1種類の品物について、色違いのものを返礼品として設定して、寄附者に色を選んで返礼品の申し込みをしていただくことは可能か。	色違いの品を返礼品とする場合は、色ごとに1品として扱います。

No.	項目	質問	回答
14	提案書	発送時期が限定される品物（例：冬期のみ等）の場合は、どのように記載したらよいか。	「期間限定で対応可能な場合」にチェックを入れ、期間（例の場合：冬期が指す具体的な期日）をご記入ください。
15	提案書	サービス提案において、主要な部分が横浜市に相当程度関連性があるとはどのような場合を指すか。	市内施設への宿泊、市内スポットへの観光、横浜の観光に関わる体験プラン、横浜ならではの要素がある食事プランが該当します。
16	提案書	横浜ならではの要素のある食事プランとは、メニューや食材に限定されるのか。	食事のメニューや材料の他、ロケーションや景色、観光要素との組み合わせ等も可能です。食事プラン全体で、横浜をどのようにPRするかという観点でご検討下さい。
17	提案書	提案書に記載する返礼品の説明と横浜との関わりについて、どのような内容を記載すればよいか。	品のアピールを記載してください。また、本事業が横浜の魅力PRを目的に実施していることを踏まえ、返礼品自体もしくは、提供事業者と横浜との関わりも記載していただきます。 例①；品と横浜との関わり ・品の成り立ち、開発にあたっての逸話、味付け、形、パッケージ等と横浜の歴史、文化、街並み、自然、観光地等との関わり 例②；事業者と横浜との関わり ・創業の歴史、横浜で事業を行うきっかけとなったこと、長年横浜で事業を行っていることや地域貢献活動等と横浜の歴史、文化、街並み、自然、観光地等との関わり
18	提案書	提案書に記載する返礼品の説明及び横浜との関わりの欄に、文字数制限はあるか。	審査の上で文字数の上限、下限はありませんが、ふるさとチョイスの掲載文を想定していますので、300～400文字が望ましいです。
19	提案書	ふるさとチョイス上に掲載できる写真の枚数は何枚か。	本市では3枚程度を目安として運用しています。
20	契約	契約書に押印は必須か。電子印鑑も認められるか。	契約書への押印は必須です。電子印鑑は認められません。
21	契約	個人事業主で、代表印を持っていない。契約はできるか。	可能です。 契約時には、印鑑登録済の実印をご使用下さい。
22	契約	契約先と代金の振込先を別にすることは可能か。	可能ですが、契約締結時に委任状をご提出いただくことになります。 詳細につきましては、返礼品採用決定後にご案内します。
23	契約	採用決定後に提供可能数を変更することは可能か。 （当初は100個で申請し、返礼品採用後に150個に増やすなど）	本市との返礼品提供に係る変更契約の協議が合意に至れば可能です。 提供可能数の変更を希望する場合は、2か月前までに申請してください。
24	契約	最低受注件数を市が補償してくれますか。	本市との契約は、返礼品1品あたりの単価契約です。寄附者からの返礼品申し込み数に応じてお支払いする契約形態であるため、最低数を市が買い受ける契約ではありません。
25	発注業務	一般的な贈答品（お中元・お歳暮）のように、依頼者（代金支払者）と発送先（贈答先）が異なるケースはあるか。	ありません。 贈答品としての受付も行いませんので、のし対応等も不要です。
26	発注業務	パソコンは所有していません。スマートフォンがあれば対応可能か。	市からの返礼品発送依頼は、専用システムで行います。この専用システムは、スマートフォンでは稼働しません。Internet Explorer又はGoogle Chromeのいずれかのブラウザで閲覧する必要があります。
27	発注業務	専用システムは利用料（手数料）がかかるのか。また、システムの操作研修等はあるのか。	システムの利用料（手数料）はかかりません。返礼品として採用された事業者の皆様には、本市からID・パスワードを発行してご利用いただけます。また、市からシステムの操作マニュアルをお渡ししますので、マニュアルに沿って進めれば、作業は可能です。